

令和4年3月 三田市議会定例会(第365回)における報告(専決補正)について

□報告第1号 令和3年度 一般会計補正予算(第10号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 補正額及び補正後の予算

補正前の額	補正額	補正後の額
43,246,739千円	1,199,000千円	44,445,739千円

(2) 歳入歳出予算補正の内訳 [千円]

内 容	補正額	国県支出金	市債	その他	一般財源
(i) 施策的事業(国経済対策1事業)	1,199,000	1,199,000	0	0	0
合 計	1,199,000	1,199,000	0	0	0

(3) 歳出補正の内容

(i) 施策的事業(コロナ克服・新時代開拓のための経済対策)

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費 1,169,000千円
- ② 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費 30,000千円

計 1,199,000千円

【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要】

- ・ 内 容 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、**1世帯あたり10万円を給付**する。
- ・ 対 象 者 ① 基準日(令和3年12月10日)時点で原則として住民基本台帳に記録されている市町村において、**世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯**(※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)

② ①のほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)**「家計急変世帯」**
- ・ 対象見込数 ① 10,925世帯 ② 765世帯
- ・ 給付手続 ① プッシュ型給付 ② 申請型
- ・ 給付時期(予定) ① 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯へは確認書を送付し、返送後令和4年2月下旬から順次給付開始

② 家計急変世帯は令和4年3月初旬から広報誌・HP等で周知、申請受付開始し、審査終了後に給付(※令和4年9月末まで申請受付可能)
- ・ 事務費等 給付システム導入費、申請受付事務委託、印刷費、郵送料、振込手数料等

(4) 歳入補正の内容

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金

1,199,000千円

2 繰越明許費補正

事業名	金額
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	525,700千円